公道実証実験について

電動キックボードの公道実証実験

•民間事業者による「新事業特例制度」(経済産業省所管)の活用

※参照:経済産業省Webサイト

産業競争力強化法に基づく「新事業特例制度」は、新事業を行おうとする事業者が、その支障となる規制の特例措置を提案し、安全性等の確保を条件として、具体的な事業計画に即して、 規制の特例措置の適用を認める制度

特例措置の内容

項目	現行法	特例措置の内容
道路交通法に おける区分	原動機付自転車	小型特殊自動車
速度制限	原付に準ずる 1種:30km/h 2種:60km/h	15km/h
走行場所	原付に準ずる車道のみ	車道 +普通自転車専用走行帯 +自転車道 +一方通行だが、自転車が走行可とされて いる車道
走行時のルール	原付に準ずる	・ヘルメット任意・免許帯同・自賠責 など
機体要件	原付に準ずる ・ナンバー ・ミラー ・ウィンカー など	・ナンバー ・ミラー など
適用対象	_	認可を受けた事業者のみ

事業の概要

実施事業者

•立川市•••BRJ株式会社(所在地:東京都港区)

実施期間

・令和3年10月30日(土)より開始(終了時期は未定)

事業内容

- ・電動キックボードのシェアリングサービス (ポート設置と電動キックボードの配備)
- •料金(実証実験期間中):10円/分、利用時間:6:00~22:00

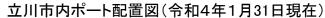
ポート設置等の状況

・立川市内のポート設置数と 電動キックボード配備台数

令和3年10月30日現在 4か所/30台

ΛÎ

令和4年1月31日現在 33か所/70台 今後、周辺市へ拡大予定





BRJ提供資料

国の動向等

□国の動向

・警察庁が2022年通常国会に道路交通法の改正案を提出する方針(2021年12月23日(木) FNNプライムオンライン) (電動キックボードの規制緩和の可能性)

(参考)

立川市の対応

- 国等の動向を注視する
- ・引き続き、実施事業者より状況報告を受けながら、関係機関と連携して 対応を図る